

雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 雇用保険法の一部改正

一 失業等給付の改正

(一) 賃金日額の下限額等の改正（雇用保険法第十六条及び第十七条関係）

イ 賃金日額の下限額について、二千三百二十円（二千円）とし、賃金日額の上限額について、受給資格者の年齢に応じて次の表に掲げる額とするものとする。

年齢	賃金日額の上限額
六十歳以上六十五歳未満	一万五千二十円（一万四千五百四十円）
四十五歳以上六十歳未満	一万五千七百三十円（一万五千十円）
三十歳以上四十五歳未満	一万四千三百円（一万三千六百五十円）
三十歳未満	一万二千八百七十円（一万二千二百九十円）

（注）下限額及び上限額に係る（ ）内の額は、改正前の雇用保険法に規定している下限額又は上

限額に、同法の規定に基づき毎年度自動的変更を講ずることによって、平成二十二年八月一日

以後に適用されている額

ロ 次の表に掲げる基本手当の給付率に応じて定められている賃金日額の範囲の額について、受給資格者の年齢ごとに応じて次の表に掲げる額とするものとする。

年齢	基本手当の給付率	賃金日額
六十歳未満	百分の八十から百分の五十まで	四千六百四十円以上一万千七百四十円以下 (三千九百五十円以上一万千四百十円以下)
六十歳以上	百分の八十から百分の四十五	四千六百四十円以上一万五百七十円以下
六十五歳未満	まで	(三千九百五十円以上一万二百三十円以下)

(注) (一) 内の額は、改正前の雇用保険法に規定している賃金日額の範囲の額に、同法の規定に基づき毎年度自動的変更を講ずることによって、平成二十二年八月一日以後に適用されている額

(二) 就業促進手当の改正

イ 再就職手当について、安定した職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が所定給付

日数の三分の一以上であるものに対して支給するものとし、同内容を規定した暫定措置を廃止すること。（雇用保険法第五十六条の三第一項関係及び同法附則第九条の削除）

ロ イの再就職手当の額について、基本手当日額に、支給残日数に相当する額に十分の五（支給残日数が所定給付日数の三分の二以上であるものにあつては、十分の六）を乗じて得た数を乗じて得た額とするものとし、再就職手当の額に係る暫定措置を廃止すること。（雇用保険法第五十六条の三第三項関係及び同法附則第九条の削除）

ハ 常用就職支度手当の額について、基本手当日額に四十を乗じて得た額を限度として厚生労働省令で定める額とするものとし、同内容を規定した暫定措置を廃止すること。（雇用保険法第五十六条の三第三項関係及び同法附則第九条の削除）

(三) その他所要の改正

高年齢雇用継続給付に係る支給限度額を変更すること。（雇用保険法第六十一条関係）

二 国庫負担の暫定措置の廃止時期に関する改正

雇用保険の国庫負担について、引き続き検討を行い、できるだけ速やかに、安定した財源を確保した

上で附則第十三条に規定する国庫負担に関する暫定措置を廃止するものとする。 (雇用保険法附則

第十五条関係)

三 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正

一 雇用保険率の改正

雇用保険率について、千分の十七・五 (うち失業等給付に係る率千分の十四) (農林水産業及び清酒製造業については千分の十九・五 (同千分の十六)、建設業については千分の二十・五 (同千分の十六)) とするものとする。 (労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第四項関係)

二 雇用保険率の弾力的変更の範囲の改正

労働保険特別会計の雇用勘定の積立金の状況による雇用保険率の変更について、千分の十三・五から千分の二十一・五まで (農林水産業及び清酒製造業については千分の十五・五から千分の二十三・五まで、建設業については千分の十六・五から千分の二十四・五まで) の範囲で行うものとする。 (労

働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第五項関係）

三 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

第三 その他

一 施行期日

この法律は、平成二十三年八月一日から施行するものとする。ただし、第一の二については公布日から、第二については平成二十四年四月一日から施行するものとする。 （附則第一条関係）

二 経過措置

この法律の施行に関し必要な経過措置を定めること。 （附則第二条から第十条まで関係）